

個人市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の還付加算金の支払不足について

平成26年9月30日

財 政 部
市 民 部

1. 概要

本市において、還付加算金について、法令等の解釈を誤り、一部の方に加算期間が正しく算定されていないものがあることが判明しました。

今後において、速やかに不足額の還付手続を進めます。

2. 原因

市税等について納め過ぎた金額があった場合には、地方税法の規定に基づき、還付金と併せて、還付加算金（還付金に対する利子相当）を加算して還付しています。通常、確定申告を行う必要のない給与所得者等が、所得税の還付を受けるため、翌年3月の確定申告の期限を過ぎ、遡って確定申告を行ったこと等によって、市税等が減額され、還付金が発生した場合、本来は、「納付又は納入のあった日の翌日」が還付加算金計算の始期となります。（地方税法第17条の4第1項第1号）

しかし、本市の市県民税については、これまで「所得の更正のあった日の翌日から起算して1カ月を経過する翌日」を起算日としていたため（地方税法第17条の4第1項第3号）、還付加算金の額が本来より少ない、あるいは加算されなかったケースが生じたものです。

また、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の還付加算金についても、誤って地方団体の徴収金に係る過誤納金（地方税法第17条の4第1項第4号）と解釈し、市県民税と同様の処理をしていたものです。

3. 本市の状況（概算）

(1) 市県民税	1,270 件	6,699 千円
		市民税分 4,019 千円
		県民税分 2,680 千円
(2) 国民健康保険税	1,900 件	6,500 千円
(3) 後期高齢者医療保険料	130 件	300 千円

4. 今後の対応

市税等については、地方税法の消滅時効の規定に基づき、過去5年間に還付処理を行ったものが対象となります。また、後期高齢者医療保険料については、高齢者の医療の確保に関する法律により消滅時効は2年間となっていることから、過去2年間が対象となります。

なお、還付手続きについては、関係書類等を精査の上、26年12月末までに、該当者に支払不足分の通知を行い、順次、指定された口座に振込手続を進めて参ります。

5. 全国の状況

平成 26 年 9 月 7 日 NHK 報道（平成 26 年 9 月 5 日時点）

自治体数：全国で少なくとも 557 自治体

科目：税金や国民健康保険料

対象人数：25 万 3,100 人

未払金額：13 億 3,700 万円

参考 地方税法（還付金の消滅時効）

第十八条の三 地方団体の徴収金の過誤納により生ずる地方団体に対する請求権及びこの法律の規定による還付金に係る地方団体に対する請求権（以下第二十条の九において「還付金に係る債権」という。）は、その請求をすることができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2 （省略）

高齢者の医療の確保に関する法律（時効）

第一百六十条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 （省略）